

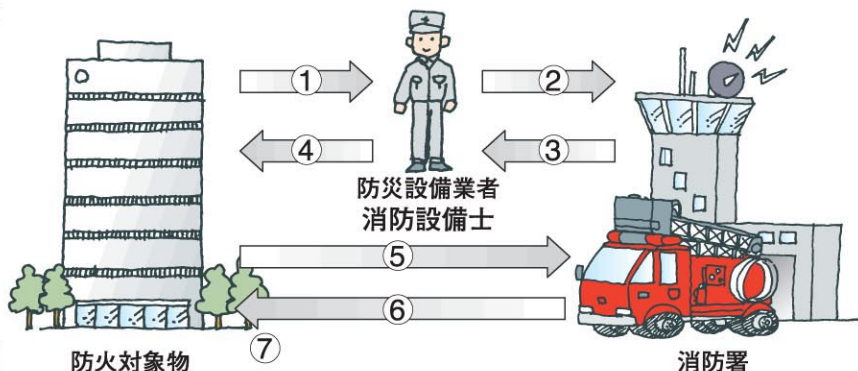
消防届に関すること

着工・設置届けについて

■消防用設備等を設置した場合は消防署に届け出て検査を受けなければなりません。

- ① 消防用設備等設置工事および機器納入依頼
- ② 着工届 (工事に着工する10日前までに!)
 - 消防用設備等着工届書
 - 図面および計算書
- ③ 着工届受付・指導
- ④ 消防用設備等
 - 工事完了→試験実施
 - 完工図および計算書
 - 試験結果報告書
- ⑤ 消防用設備等設置届出書
 - 試験結果報告書
 - 図面および計算書
- ⑥ 検査 (合格した場合、検査済証交付)
- ⑦ 使用開始

工事完了の日
から4日以内に
届け出ること



●消防届 (着工届・設置届) に必要な書類一覧

	消火器 (設置届のみ)	避難器具 (着工 & 設置届)	移動式 (着工 & 設置届)
建物概要表	●	●	●
現場案内図	●	●	●
建物配置図	●	●	●
面積表	●	●	●
各階平面図	●	●	● (設置階のみ)
四方立面図		●	●
断面図		●	
矩計図		●	
表示灯電気配線図		●	●
表示灯電気結線図			●
駐車場機械図 (配置図)			● (機械駐車の場合のみ)
駐車場機械図 (平面)			● (機械駐車の場合のみ)
駐車場機械図 (立面図)			● (機械駐車の場合のみ)

**図面は
各3部必要です。**

- ◆ 各設備の設置位置が決定している場合は、図面に設置位置をご記入ください。
- ◆ 東京消防庁管内では、避難はしご (置はしご)、避難ハッチについては着工届は必要ありません。
- ◆ 移動式粉末消火設備の表示灯は耐熱電線で専用配線 (100V) が基本です。その他の場合は消防との打ち合わせが必要です。

※ 各所轄の消防署にてご確認ください。